

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	建築物の用途を変更して一時的に興行場等とする場合の特例許可	
根拠法令・条項	建築基準法第87条の3第6項	
所 管 課	開発調整 部	建築安全 課
審 査 基 準	当該許可については、原則「仮設建築物許可の取扱いについて」の規定に適合することを条件とするが、建築物の内容及び立地条件によって、やむをえない場合があるので、最終的には、法の規定どおりとし、個別に判断を行うものとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	